



ふうに相当数が増員されてきているわけですが、ところが、法律定員について見ますと、三十五年度以降この五カ年間に、これは三十七年度の四十一国会の際ですが、新規増は七人、それから政令定員からの振りかえが四人、定員外の職員は定員化、それが九十名、計で百一名、百一名の増員があつただけ、こういうことになるわけですが、そこで、今回新規増員が二十一人、政令定員からの振りかえが一人、計二十二人の増員ということになったわけですが、前回の増員の百一名に二十二名を加えてもわずかに百二十三人という結果になると思ふ。そこで伺ひたい、その程度で業務運営に支障がないのかどうか、職員の労働負担の過重という問題が起きてこないかどうか、この点について伺ひたいと思ひます。

○政府委員(武田功君) 一般会計の分につきましては、従来までいろいろと仕事の量に應じて増員方を検討してまいつたわけですが、いろいろ予算の過程におきまして、ただいま御指摘のような増員ということではございません。したがって、電波監理関係あるいは電氣通信監理関係、そういう面におきましては、業務方面におきましていろいろ合理化をはかるといふようなことから、その仕事の増加に対処するようにつとめておる次第であります。

○伊藤道雄君 昭和三十一年から第四十一国会ですか、郵政省の定員百一人の増員をした際、新規増の七名はたしか電波研究所の宇宙通信研究のための増員であつた、こう思ひます。それから定員外職員の定員化、これは九

十名あつたわけですが、そのうちの八十五人は電波研究所の職員であり、今回の二十二人のうち二十一人は電波研究所の宇宙通信関係の職員である、いま御説明もあつたわけですが、そこで伺ひますが、この電波研究所の業務の内容が一体どうなつておるか。詳細は必要ありません、その大綱だけお聞かせいただきたい。

○政府委員(宮川岸雄君) お答えいたします。電波研究所は電波行政に必要な各種の研究をすることに相なつておるわけですが、所長の下に次長が三人おられます、あと各研究室に分かれて、それぞれの研究をやつておるわけですが、電波全般に關するいろいろな基礎的な研究ということが一番大きな問題になっております。そのほか、電波物理の問題あるいは電波気象の問題、そのほか原理的な問題に關しても研究を続けておるわけですが、なお、そのほか電波観測所を五つばかり持ちまして、電波のいろいろな伝わり方についてデータを収集して、それによりまして電波行政に資するようになつておるわけでございます。

○伊藤道雄君 郵政省の法律定員の部局であるところの内局ですね。官房審理課あるいは電氣通信監理官、それと電波監理局、それから地方支分部局である地方電波監理局、こういうところを見ますと、この数年の間人員増は全然行なわれていないようなんですが、これらの部局はその後業務量の増加は、いささか多いのかどうか、したがって、人員増を必要としないのかどうか、その辺をひとつ明らかにしたい。

○政府委員(宮川岸雄君) 電波関係だけにつきましてお答えしたいと思ひますが、確かに、御指摘のように、電波行政に携わつておる者の職員の増加は必ずしも多い——業務量の増加に比較して多いといふふうな中に上げられないかと思ひますけれども、電波行政のいろいろなやり方がある、電波行政にまかす、あるいは業務の簡素化をはかす、そのほか電波監理関係の仕事につきましても機械的なものを導入するとか、そういうようなことによりまして、電波関係の仕事は職員の労働過重にならないように十分に配慮をいたしながら仕事をしております、といふふうなことを考えておるのでございます。

○伊藤道雄君 従来から政令定員に、特に政令定員の減員は電電公社への業務の移管に伴うものであります、こういうふうな承つておるのであります。今後も政令定員職員から電電公社に移出される者が相当予定されておるのかどうかという点、それから、現在電電公社の業務を逆に郵政省の業務としていふものが何かあるのかどうか、もしありとすればどのような業務であるのか、こういう点を明らかにしたい。

○政府委員(武田功君) 第一点のお尋ねでございますが、電電公社から当省に委託されております業務は、今後とも電電公社の電話拡充計画に伴ひまして逐次自動化という方向に進んでまいります関係で、相当数毎年減員が見込まれておるわけでございます。なお、そのほかに、やはり電電公社の直轄局にならない部分の特定局におきます電話交換業務もやはり相当数電話の需要が

ございまして、その面におきましては郵政省の職員としての増員分もございまして、そういう事情でございます。

○伊藤道雄君 郵政省から電電公社への業務の移管に伴つて、郵政省職員から電電公社の職員に身分が変更される、こういう事態が起きてくると思うのですが、まあそこでこれらの職員の給与とかあるいは退職手当、共済年金、こういうようなものについてはどういふふうになつておるか、この点を明らかにしたい。

○政府委員(武田功君) 電電公社の拡充計画に伴ひまして電電公社へ移つていく定員増の大体の数は見込まれておりますけれども、毎年の計画でその実施数をきめてまいりますので、いまはつきりとした数を申し上げかねますけれども、その際に、身分の切りかえは、公社のほうへ行くことを希望する者、そういう者につきましては、少なくとも現給を下がらないように、向こうで現給を維持できるように協定ができております。かつまた、共済組合等も継続できるように措置してございまして。

○伊藤道雄君 これは前の話ですが、第二十八と三十、三十一と、こういう国会で、郵政省は省名を通信省に改めるといふことを内容とした法律案が当内閣委員会に出されたことがございまして、結局当内閣委員会ではその際修正されて、省名は現行どおりとなつたわけですが、ただし、これは本会議へは上程されなかつたわけですが、当時電波監理局の名称を電波局に改めることを内容の一部としたこれは法律案であつたわけですが。

そこで伺ひますが、その後この電波局と改めることの問題は一体どうなつておりますか。まあ立ち消えになつたのかどうか。

○国務大臣(古池信三君) ただいまお尋ねの点は、私も当時国会に出ておりました、承知をしておりますが、今日のこの電波監理局を電波局と直すといふことについては、一応見送つております。

○伊藤道雄君 先ほど伺ひました定員の増です、そういうこととあわせて、電波研究所の宇宙通信研究室、これを支所に格上げする、こういう説明があつたわけですが、この宇宙開発問題を含めて宇宙通信等の問題は、科学技術府の研究所との電波研究所の相違というものは一体あるのかどうか。もしありとすれば、那邊にその相違があるのか。同じ方向で研究を進めておるのに聞いておるのですが、この辺はどうなんですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 衛星通信に關します問題につきましては郵政省所管といふことでやっております。

○政府委員(武田功君) 私からも補足して御説明申し上げます。

いま御指摘のように、宇宙開発に伴つて通信関係のほうをどうするかといふようなことは、科学技術府と郵政省との間におきまして、多少所管の上において競合するようないがございまして、で、両省間でいろいろと協議いたしまして、この宇宙、いなを問はず、事、無線有線の通信に關しましては、一貫して全部郵政省が所管するといふことで、科学技術府の宇宙開発部門におきまして、この衛星を使つての通信部門は、いま電波局長が中し上

二

げましたように、郵政省の所管ということと了解をして実施をしておる次第でございます。

○伊藤道君 この科学技術庁の航空宇宙技術研究所と郵政省の電波研究所、この設置法上の条文を見ると、いずれもほとんど同じのように見受けられるわけですが、あまり法文上に差別がない。もしそうだとすると、国の経費を節約するということでも、それから研究を一本化してさらに深める、まあこういうような観点からこれを統合したほうが成果があるのではなかろうかと、そういうふうにも考えられるのです、われわれしろうとの立場ですが、この点をひとつよくわかるように御説明いただきたい。

○国務大臣(古池信三) 詳細な点はまた別にお答えいたしますことにいたしますが、私が考えておりますことは、なるほどただいまの御意見のような点も確かにあると思いますが、ものごとというものはある程度総合して研究したほうが能率があがるという点もあると思ひますが、しかし、また一面におきましては、それぞれ専門が違っておりますから、その専門に従って深く研究していくということも大切ではなからうかと、こう考えております。現実のいまの問題といたしましては、通信という問題、それから電波の監視という問題は、はっきり郵政省がやることになっており、また、現にその方向において研究をいろいろ進めておるわけでございます。したがって、たとえば、宇宙衛星を使ってこれを通信に利用するとか、あるいはテレビ等の放送をするというようなことは、これはやはり、われわれ郵政省において研究を

進めることが適切ではなからうかと思ひます。で、宇宙の開発といひまして、今後どういう程度にまで発展してまいるかということは、全くこれはわれわれとしては予測できないようなわけでございますが、たとえば、ロケットを打ち上げるとか、あるいは月の世界を探索するとか、そういうふうな問題になりますれば、これはやはり、ほんとうは郵政省ではなく、科学技術庁が本体としてやっていくべきである。もとより、そういう場合にわれわれとして協力すべき点は十分に協力してやってみよう、こう考えております。

○伊藤道君 オリンピックでもテレビ中継をやるとすれば、これは後ほど伺いする衛星との関係があつて、打ち上げ得る衛星の問題が解決しないとこれは不可能だと思ふんですが、もし衛星が利用できるという前提に立つて、そういう場合にはオリンピックのテレビ中継をやることになると思ふんですが、その際は、この電波研究所でやると、そういうことになるわけですか。

○国務大臣(古池信三) ちょうどよい機会でございますから、この通信衛星を利用する国際的な放送の問題について、若干御説明を申し上げておきたいと思ひます。御承知のように、今日テレビ等の中継に適當であると考へられております通信衛星は、いずれもアメリカの所有するものでありまして、リレー二号、テルスター二号、それからシンコム二号が上がつておるわけでありまして、シンコム二号は、諸般の関係から、テレビの中継にはあまり適當とはいわれないという技術者の

意見がございます。それからもう一つ、リレー一号というのがまだ軌道を走つておるわけでございます。昨年の十一月二十三日に、初めて、アメリカから送つてきましたテレビの映像を日本が受けて、そして各家庭にこらんとしたものであります。このときに使いました衛星はリレー一号でございます。このリレー一号は、昨年十二月の中旬でもう機能は消滅すると予想されておつたのであります。幸いにして今日まで機能は停止しておらないようでありまして、それからリレー二号は、ことしの一月二十二日に新しく打ち上げたものでございまして、先般三月の二十五日と二十七日の両日にわたりまして、アメリカから日本に送り、また日本からアメリカに送つて、いずれも成功を見ておりますが、これはこのリレー二号のほうでございます。さらに、近くフランスの地上局に日本から送ろうと思つておる際に利用する通信衛星は、テルスター二号でございます。これは、フランスに一人送りまして、さらにフランスから欧州の二十数カ国にマイクロ等の施設を利用してこの放送を送ると、こういう計画になっております。そこで、第三のシンコムでありまして、このシンコム三号というのを、アメリカは、四月ないし六月の間に太平洋上に打ち上げようという計画がございます。シンコム三号は、性能の点からいまして、シンコム二号よりはよほど進歩しておるものと見られております。

かようなわけでございますが、さて、この秋のオリンピックの実況を通じて、通信衛星を使ってアメリカに送り、さらに世界各國に送ろうとする場合には、どれがよいかと言ひますと、リレー二号並びにテルスター二号は、遺憾ながら軌道の状況がその時分になりますと悪くなりまして、中継にははなはだ不適當である、こう言われております。先ほど申しましたリレー一号がもしも秋までその性能を持続しておりますれば、これはちょうど軌道の状態から言ひますと適當であるということも考えられる。それから、シンコム三号を打ち上げる計画がありますから、その三号を秋に利用するということならば、これはできないことはないと思ひます。

それからこの三つの衛星について、時間的に申しますと、リレー衛星並びにテルスター衛星は、いずれも周期が短いのでありますから、したがつて、テレビで送ります時間がきつめて短い。十五分とか二十分とかいう時間に制限されるという不利な点がございます。それからシンコム衛星ですと、これは二十四時間の周期でありますから、大体地球の自転と同じようなぐあいでは静止しておるという状態でございまして、したがつて、このシンコム三号を利用できるとすれば、時間的には相當長時間にわたつて放送できる、こういう有利な点がございます。

そこでもう一つ考へねばならない問題は、やはり日本とアメリカあるいはヨーロッパとの時差の関係でございます。先般、日本では午後九時半あるいは十時半ごろに送りましたものが、ワシントンでは午前の七時半あるいは六時半、こういうようなことになりまして、そういう点が大きな問題は問題点であらうと考へます。

それから日本における送信及び受信の地上施設としましては、二カ所が考へられます。その一つは茨城県の十王町にありまして、国際電信電話株式会社所有にかかる地上施設でございます。これは昨年の秋に完成をいたしました。今日まで三回にわたる実験は、この地上施設を利用して行なわれまして、郵政省が電波研究所において建設中のものが鹿島にございまして、これはことしの六月には完成する予定になつております。もう一つは、十王町の国際電信電話株式会社のものと鹿島にございまして、郵政省の直轄の地上施設と、両者が、これらの場合の利用に充てられるわけでございます。

もっとも、その場合に、受信はどちらの施設でもできますが、送信になりますと、周波数の関係から一応十王町のほうはテルスター専用、鹿島のほうはリレー専用ということに設計ができておるわけでございます。なお、詳細のこととはお尋ねに従ひまして、私の知っておる限りはお答え申し上げます。

○伊藤道君 詳細な御説明で大体わかりました。そういたしますと、結論的にはリレー一号は予想外にまだ長く生きておるので、それを使えば、経済的には非常に安上がりだ、そういう一つの目安があらうと思ひます。それと、シンコム三号については、日米ともに設計を改めなければならぬ。それに半年ぐらいかかるというところから、もう少し早急に手を打たないと、時間的に間に合わないという問題が起きてくるのじゃないかという問題がございまして、まあ、いろいろ問題がございまして、そのうちから可能なものを選びられるわ

けですが、大臣から御説明があったように、問題は時差の問題だと思えますね。いままでの例で見ますと、大休開会式は午後の二時ごろというのがまあ常識だろうと思う。大体そうだとすると、アメリカでは夜中になるわけですね。ヨーロッパでも朝の五時ごろ、夜明け方、まだ床の中に入っているもので、そういうオリビックのニュースがあるからといってわざわざ起きて欧米人がスイッチを入れるかどうか、こういう大きな問題があるわけですね。そこでそういうふうにはしないで、飛行便でもあすのニュースには間に合うという事態もあり得るわけで、こういうことをあわせ考えたときに、結論的に言えることは、日本人が一生懸命にやっているわりに、欧米人はこういうものにはあまり関心がないのではなからうかと、そういうふうには考えざるを得ないが、この点はどうなんですかね。

○国務大臣(古池信三君) この点については、別に詳しい正確な世論調査をしたわけではございませんから、私が申し上げることはなほ想像が入っているかと存じますが、なるほど、日本でわれわれがぜひといって熱心に考えているほどにはあるいは外国の人は考えてないかもしれない、こう思っています。しかしながら、アメリカにおいて関係者あるいは特にかような問題に興味のある人はぜひこれは成功させたい、こういう気持ちでおられるということは十分に私もつかんでいる次第でございます。

○伊藤道雄君 テレビの中継、まことにけっこうだと思つたのですが、そういうこともさることながら、本命はやはり電話ではなからうかと思つたのです。

ね。特に国際電話の使用量は年々激増しているのですね、ウナギ登りに上がつている、海底ケーブルだけではとても扱い切れない。そこでアメリカではすでに通信衛星会社が設立されて世界じゅうに呼びかけているとか、こういう問題を聞いているわけなんですか、このことについてはどうお考えですか。

○国務大臣(古池信三君) お説のとおり、世界が非常に狭くなった感じでございます。同時に、平和的な活動が非常に盛んになってまいります。つれて各国間の国民の間の通信というものが飛躍的に多くなつてまいっております。そのためには海底ケーブルというよりもゆるがせにできませんので、今日各国とも海底ケーブル建設をやっております。また、その他マイクロ波等を利用する通信ということも今後努力をしないかなくてはならぬと思つております。やはりそれらとあわせて通信衛星を利用する宇宙通信というものの重大性ということも今後ますます増加していくものと考えねばならぬと思つております。それにつきまして、アメリカにおいては御承知のように、通信衛星会社というものを同のバックにおいてつくつております。そうして今度は、その通信衛星会社が一応中心になりましてさらに大きな、世界を舞台とする宇宙通信網といましようか、商業衛星通信系統と申しましようか、そういうふうな一つのシステムをつくらうという動きがございます。これにつきましまして三月の三日から日本におきまして、アメリカ、豪州、日本と三國の話し合いをいたしましたのでございます。その際にはアメリカ並びに豪州

からも数名の人が来られまして、アメリカからはこの会社の人のほかに、国務省の係官もやつてこられました。この打ち合わせの内容は、もっぱらただいま申し上げました世界衛星通信網の設置ということに対する内容の説明というものでございまして、いろいろ説明を日本側が聞いてわけございまして、そうして今後これをどういふふう

に日本として考えていくべきかということの検討をせねばならないというふうな段階になっております。私もごく概略は報告を受けて聞いておりますけれども、詳細なことでありましたら、その打ち合わせに出席をいたしました関係官から御説明申し上げることが多いと思つております。ただいまは出席しておりませんが、呼びまして御説明申し上げた方よろしいでしょうか、あるいは後日の機会にでも……。

○伊藤道雄君 それでは、担当の方がきょうお見えになつていなければ、次回にお伺ひいたしますから、その際御説明を願ひます。

二月の末ごろ、これも聞いたことですが、勧誘のため日本を訪れた代表が、こういうことをいろいろ勧誘して歩いたと聞いておるんですが、日本とかアメリカ、ソ連あるいはカナダ、オーストラリア、こういうふうな十カ国で二億ドル——だから邦貨にして約七百二十億になりますか、こういうものを貸して、民間衛星を打ち上げて、六六年の六、七月ごろから営業を始める。衛星はその出資額に応じて利用できる仕組みになっておる。来年四、五月ごろ大西洋を横断して最初のいわゆる実用テストを行なう、こういう予定になっておるようですが、こう

いうふうにして通信衛星が発達すれば、世界が結ばれて、国際電話も即時電話になる、こういうことも考えられるわけですね。速達郵便も、電送写真のようになる、電波に乗せて配達することが出来る。こうなると、非常にスピード化されるわけですが、ここでお伺ひしたいのは、そういうことの見通しは一体どういふことなのかということなんです。

○国務大臣(古池信三君) ただいまお尋ねの中にございました日本にアメリカから勧誘に来たとお話しになりましたのは、ただいま私が御説明申し上げましたその説明会に来た人のことではないかと存じております。おそらく同一問題であろうと思つております。今後この宇宙衛星を使つての通信が非常にひんばんに——ほとんど世界各國即時化というふうなことが実現するのではなからうかというお話でございますが、この問題も、最近における宇宙科学の発展ぶりというものは非常に飛躍的なものがございまして、いまから簡単に予断を許さないものと思つてはいただけない、おそらくそういう線に向かつて進む可能性が非常に多いのではなからうか、こう考えております。しかし、やはり先ほど申し上げましたような時差の関係というものがいつまでもこの問題には伴つてきますので、これがやはり一つの難点ではなからうかと考えますが、確かに今後は通信衛星を利用する通信というものがますます発展してまいるのではなからうか、こう考えております。

○伊藤道雄君 秒速八キロメートルというからずいぶん速いわけですが、そういうスピードで移動する衛星から電

波を早くキャッチすること、逆に今度は衛星に電波をぶち当てる、これは逆の操作ですが、これは技術的には大差がないと聞いておるわけですね。したがって、衛星からの電波を早くキャッチできるような技術があれば、逆に衛星に電波をぶち当てることも可能である。大体同じような技術でできるんだ、そういうふうな聞いておるわけですが、そこでお伺ひしたいのは、日本の宇宙通信の技術もようやく実用化してきた、大体実用化に近いという段階にまで進んでおるのかどうかということですね、現状はどうなのかということ。

○国務大臣(古池信三君) 先ほど御説明いたしました茨城県十王町におきます地上施設も、またたいたいま建設中の近く竣工を見るであろうと考えられますが、鹿島におきます地上施設も、これは機械設備はほとんど全部が国産でございます。と同時に、これを操作する技術者も全部われわれ日本人がやっているのでございまして、この面におけるわが国の技術水準というのは非常に高いものである。世界の國々にも伍して決してひけをとらない水準のものであるというふうに私は承知しております。

○伊藤道雄君 最後に、テレビ、ラジオの難視、難聴、まあこういうことについて一点お伺ひしたいと思つておりますが、まあいろいろ対策は講じておられるでしょうが、現時点でまだこの難視聴の地域が解消されていない。われわれは旅行してみてもずいぶんそういう感を深くするわけでありまして、どういふような具体的な御方途がいま現在進められておるのか。こういう点

をひとつ伺います。

○国務大臣(古池信三君) 民間放送は別といたしまして、NHKについては申し上げませんが、ラジオのほうについては第一放送、第二放送、ほとんど九九%までカバーしております。まあ大体においてラジオはどこへ行っても聞けるという状態になっております。テレビのほうは、遺憾ながらまだその点までには至っておりません。今日までチャンネルの割り当てを第一チャンネル・プラン、第二チャンネル・プラン、さらにその修正割り当て、これだけ行なつてまいりました。いずれも難視聴地域をすみやかに解消したいという構想のもとにチャンネルを割り当ててまいりましたのであります。大体割り当てた波を利用する中継局の建設が予定どおり進むといたしますと、今年度末においては八七%くらいカバーできる予定になっております。そうして、一、二年の後は九三%までカバーができるかと、こう考えております。そこで、残り七%はどうなるかという問題であります。これはきわめて山間僻地でありまして、あるいは深い谷間になっておいて非常に技術的に困難なものでございます。これに對しましてはいま技術的にいろいろ研究されて、あまり大きな中継局でなくきわめて簡便な中継機とでもいうような程度のものを置くというふうにして、それを現地に持つていって、これを利用して、さような山間の難視聴地域の解消に役立たせたい、こういうふうな目的のもとに目下研究が進められていっている次第でございます。

地域には共同の高いアンテナをつくりまして、それによって聴取を可能にするという方法も今日とりつづめるわけでありまして。

○伊藤頼道君 時間の関係もございまして、あと一点だけ伺いします。が、ラジオ、テレビの聴視料ですね、これは聞くところによると、航空自衛隊の飛行場付近の住民に対しては聴視料の減免措置が行なわれているけれども、羽田空港とかその他民間飛行場の周辺の住民に対しては減免措置は講じられていないように聞いております。もしそうだとすると、たいへん不公平なことになりませんかと思ひます。この点はどうなんですか。

○国務大臣(古池信三君) お説のとおり、自衛隊等の基地になっております飛行場の周辺の難視聴地域に對しましては、本年四月一日から減免の措置を講じました。これは基地対策とも申すべきものであります。NHKが固くから特に許されておる公共機関としてこれらの減免をはかったわけでございます。

しからば、その他の民間の飛行場においても、やはりひんぱんにジェット機が離着陸いたしますところでは同様ではないかという疑問が出てくると思ひます。私もそれは十分承知してはおりますが、これらに對しましては、今後いかなる措置を講じたいかという問題は非常にさらに波及する方面も大きくありますので、十分慎重に研究を進めていきたい、こう考えている次第でございます。

○伊藤頼道君 同じ点をお聞きしますが、自衛隊の飛行場周辺は減免措置が行なわれている。それはわかつておりますが、これは当然のことだと思ふの

ですが、米軍の飛行場の周辺についても、自衛隊と同様の措置が講ぜられておると思ふのですが、このことを最後にお伺いして、時間の関係もありまして、本日のところはこの程度でとどめます。

○国務大臣(古池信三君) お尋ねのとおり、米軍の基地も含まれておりまして、千葉信君 郵政当局に資料を要求したいのです。

それは、三十八年度の郵政省内の非常勤職員の見込み、それからその使役状況、使役状況というものはどの地方、どこでどれだけの人員を使つてゐるか。おもに地方別、これはできればこまかく。

それから、その次には、その使用している非常勤職員の各人別の使役期間、それをどれだけの期間一人当たり、長いのはどれくらい使つてゐるか、その分を明らかにわかるように……。

それからその給料の状況、賃金額、それからその賃金額といつても、その職員の資格、経験等によつて賃金が違ふものもあるでしょうが、その違い等も明らかにしてもらいたい。

それから、ちよつとこれはむづかしいと思つておりますが、たとえば、郵政省で非常勤職員を使役するといつても、かならずしも期間というものは、その時期をいうのですが、その時期はある程度片寄つたかっこうになっておるけれども、平均して、恒常的な人員がいるとは限らないと思ふ。そういう人員を獲得する方法ですか、郵政省がとつてゐる方法もしくはその手段、そういう点が明らかになつてゐる資料です。

○政府委員(武田功君) ただいまの求めの資料でございますが、できるだけ御提出するようにいたしますけれども、お尋ねなされたことがお許しただけですらば、いま先生のお尋ねの非常勤職員と申しますのは、郵政省全体の特別会計も含めましたものでございましょうか。

○千葉信君 そうです。

○政府委員(武田功君) そういたしますと、延べ人員、それから使役状況は、何ぶん全国一万五千の郵便局でございまして、大教務に大体とつております関係上できるだけ御趣旨に沿うようにいたしますけれども……。

また、第二点の個人別の使役期間でございますが、これもお求めのようになつては非常に長いものというふうな事例はとれるかと思ひますけれども、全体のものにつきましては、調べました上でお求めにに応じたいと思ひます。

また、第三点の期間が片寄つてゐる、あるいは恒常的に人員獲得方法、これはそれぞれの管内でいろいろやっておりますので、これはそういう意味合いで試作としての資料を作成させていたしたいと思います。

○千葉信君 絶対正確なんということばむづかしいと思ふけれども、わかる限り、概算でもけっこうですから、なるべく的確に事実がわかるような御調査をお願いしたいと思います。

○政府委員(武田功君) できます限りそのものを準備いたします。

○委員長(三木與吉郎君) 他に御質疑はございませんか。——別に御発言も

なければ、本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。

では午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後三時三十分休憩  
〔休憩後開会に至らなかった〕

四月三日本委員会に左の案件を付託された。

一、軍人恩給に関する請願(第一三三五号)(第一三三八号)(第一三三九号)(第一三三二二号)(第一三三二七号) 一、恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(第一三三六号)(第一三八一号)

一、国立大学教官の待遇改善に関する請願(第一三三七号)(第一三三八号)(第一三三九号)(第一三三二二号)(第一三三二七号) 一、国、国有林労働者の差別待遇撤廃等に関する請願(第一三四〇号)(第一三三三二号)

一、国家公務員の賃上げ等に関する請願(第一三四四号)

一、栃木県宇都宮市所在の官庁等勤務の国家公務員に寒冷地手当支給に関する請願(第一三四五号)

一、中小企業者設置促進に関する請願(第一三四九号)

一、公務員労働者の賃金引上げ等に関する請願(第一三五〇号)

一、北海道開発局の要員増加に関する請願(第一三六四号)(第一三六五号)(第一三六六号)(第一三六七号)(第一三六八号)

一、傷病恩給改善に関する請願(第一三八三三号)(第一三八四号)(第一三八五号)

|                                                                                                                                                                     |                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                         |                                                                                                                                             |                                                                                                                                           |                                                                                                                                         |                                                                                                                                    |                                                                                                                                       |                                                                                                                                       |                                                                                                                                            |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                        |                                                                                                                                            |                                                                                                                                         |                                                                                                                                         |                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>三九八号) (第一三九九号) (第一四〇〇号) (第一四四四号) (第一四四五号)</p> <p>一、傷病恩給の不均衡是正に関する請願(第一三八五号)(第一四〇一号)(第一四〇二号)(第一四〇三号)(第一四四六号)(第一四四七号)</p> <p>一、旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願(第一四二二号)</p> | <p>第一三八二号 昭和三十九年三月二十五日受理</p> <p>請願者 埼玉縣越谷市越ヶ谷四、五八二 森田龜太郎外千二百七十五名</p> <p>紹介議員 上原 正吉君</p> <p>この請願の趣旨は、第七号と同じである。</p> | <p>紹介議員 井川 伊平君</p> <p>この請願の趣旨は、第五四号と同じである。</p> <p>第一三三七号 昭和三十九年三月十九日受理</p> <p>国立大学教官の待遇改善に関する請願</p> <p>請願者 岡山市津島岡山大学南宿舎S一八 堀懸外四十名</p> <p>紹介議員 秋山 長造君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。</p> | <p>内 酒戸弥二郎外四十名</p> <p>紹介議員 太田 正孝君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。</p> <p>第一三七七号 昭和三十九年三月二十四日受理</p> <p>国立大学教官の待遇改善に関する請願</p> <p>請願者 青森県弘前市富田三ノ一三ノ一 鈴木重光外二百七十四名</p> <p>紹介議員 能森 順造君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。</p> | <p>る請願(二通)</p> <p>請願者 愛媛県西条市大町五五四ノ一〇 山崎晴美外千四百九十六名</p> <p>紹介議員 鶴岡 哲夫君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二二五号と同じである。</p> <p>第二三四一号 昭和三十九年三月十九日受理</p> <p>国有林労働者の差別待遇撤廃等に関する請願(三通)</p> <p>請願者 北海道爾志郡乙部村字広和 田中喬外四千三百四十七名</p> <p>紹介議員 北村 暢君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二二五号と同じである。</p> | <p>第一三三五号 昭和三十九年三月十九日受理</p> <p>軍人恩給に関する請願(六通)</p> <p>請願者 埼玉縣大里郡妻沼町男沼六七五 長沢辰男外二千六百六十八名</p> <p>紹介議員 上原 正吉君</p> <p>この請願の趣旨は、第七号と同じである。</p> | <p>第一三九七号 昭和三十九年三月十六日受理</p> <p>軍人恩給に関する請願(二一通)</p> <p>請願者 福島県石川郡石川町大字沢井字打出八〇有賀四一外八千三百五十八名</p> <p>紹介議員 石原幹市郎君</p> <p>この請願の趣旨は、第七号と同じである。</p> | <p>第一三三八号 昭和三十九年三月十九日受理</p> <p>国立大学教官の待遇改善に関する請願</p> <p>請願者 岡山市津島岡山大学宿舎S二二二 中江連外四十七名</p> <p>紹介議員 矢山 有作君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。</p> | <p>第一四二二号 昭和三十九年三月二十六日受理</p> <p>国立大学教官の待遇改善に関する請願</p> <p>請願者 札幌市北二十四条四十四丁目 今村成和外十九名</p> <p>紹介議員 千葉 信君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。</p> | <p>第二三四四号 昭和三十九年三月十一日受理</p> <p>国家公務員の賃上げ等に関する請願</p> <p>請願者 栃木県宇宮市南新町一、七五七 相沢ミチ</p> <p>紹介議員 戸叶 武君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二四七号と同じである。</p> | <p>第一三四八号 昭和三十九年三月十一日受理</p> <p>軍人恩給に関する請願(八一通)</p> <p>請願者 宮城県仙台市荒町二〇八 東海林俊成外一万五千百九名</p> <p>紹介議員 高橋進太郎君</p> <p>この請願の趣旨は、第七号と同じである。</p> | <p>第一三三六号 昭和三十九年三月十九日受理</p> <p>年金等受給者の処遇改善に関する請願</p> <p>請願者 東京都渋谷区山下町六〇 国鉄OB同志会内山崎愛三</p> <p>紹介議員 柴谷 要君</p> <p>この請願の趣旨は、第六号と同じである。</p> | <p>第一三六二号 昭和三十九年三月二十四日受理</p> <p>国立大学教官の待遇改善に関する請願(二通)</p> <p>請願者 島根県出雲市馬木町八〇 加藤秀男外百三名</p> <p>紹介議員 山本 利壽君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。</p> | <p>第一四四三号 昭和三十九年三月二十六日受理</p> <p>国立大学教官の待遇改善に関する請願</p> <p>請願者 茨城県水戸市東原町四、七六二 大場千秋外三千六名</p> <p>紹介議員 郡 祐一君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。</p> | <p>第二三四五号 昭和三十九年三月十一日受理</p> <p>栃木県宇宮市所在の官庁等勤務の国家公務員に寒冷地手当支給に関する請願(二通)</p> <p>請願者 栃木市湊町二ノ一五 菊地静子外二名</p> <p>紹介議員 戸叶 武君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二四八号と同じである。</p> | <p>第一三六九号 昭和三十九年三月二十四日受理</p> <p>軍人恩給に関する請願(六通)</p> <p>請願者 福島県田村郡三春町字丈六 五〇 菊山清外一万二千八百五十四名</p> <p>紹介議員 山下 春江君</p> <p>この請願の趣旨は、第七号と同じである。</p> | <p>第一三八一号 昭和三十九年三月二十五日受理</p> <p>年金等受給者の処遇改善に関する請願</p> <p>請願者 札幌市南五条西六丁目村井市太郎外二千九百八十五名</p> <p>紹介議員 山下 春江君</p> <p>この請願の趣旨は、第七号と同じである。</p> | <p>第一三七〇号 昭和三十九年三月二十四日受理</p> <p>国立大学教官の待遇改善に関する請願</p> <p>請願者 静岡県磐田市見付四、三〇〇 静岡大学農学部</p> <p>紹介議員 山下 利壽君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。</p> | <p>第一三四〇号 昭和三十九年三月十九日受理</p> <p>国有林労働者の差別待遇撤廃等に関する請願</p> <p>請願者 愛媛県西条市大町五五四ノ一〇 山崎晴美外千四百九十六名</p> <p>紹介議員 鶴岡 哲夫君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二二五号と同じである。</p> | <p>第二三四五号 昭和三十九年三月十一日受理</p> <p>栃木県宇宮市所在の官庁等勤務の国家公務員に寒冷地手当支給に関する請願(二通)</p> <p>請願者 栃木市湊町二ノ一五 菊地静子外二名</p> <p>紹介議員 戸叶 武君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二四八号と同じである。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第一三四九号 昭和三十三年三月二十三日受理

中小企業者設置促進に関する諸願  
請願者 滋賀県八日市市浜野町  
三日本中小企業政治  
連盟八日市支部内  
片陸郎

紹介議員 村上 義一君  
この諸願の趣旨は、第一二八二号と同じである。

第一三五〇号 昭和三十三年三月二十三日受理

公務員労働者の賃金引上げ等に関する諸願  
請願者 福岡市大字下白井三八  
七十一名  
紹介議員 豊瀬 積一君

公務員労働者の賃金を大幅に引き上げるとともに、左記事項の実現を図られたいとの諸願。  
一、賃金を一律に五千円引き上げること。  
二、職階、職務給をやめ、給与体系の差別をやめ、完全通し号俸とすること。  
三、一時金の年間最低基準を五箇月と一万五千円とすること。  
四、扶養手当の区分を廃止し、一人当たり千五百円に引き上げること。  
五、住宅手当制度を設け、五千円支給すること。  
六、暫定手当をすべて四級地までに引き上げ全額基本給にくみ入れること。  
七、通勤手当を実費払いとし全額免税にすること。

八、退職手当を大幅に増額すること。  
九、以上の要求を昭和三十三年四月一日から実施すること。  
十、国家公務員共済組合の国庫負担を増額し掛金を引き下げ給付内容を拡充すること。

第一三六四号 昭和三十三年三月二十四日受理

北海道開発局の要員増加に関する諸願  
請願者 北海道河東郡音更町宇  
福平区 横道照然外百  
九十九名  
紹介議員 鶴岡 哲夫君

北海道の開発事業を完遂するため、北海道開発局の職員の必要教員を認め、左記の措置を講ぜられたいとの諸願。  
一、昭和三十三年年度の事業量大幅増大に見合う職員の定数を明らかにし、全員確保する措置を講じて、職員の労働強化をきたさないようにすること。  
二、定員職員の欠員不補充の方針を改め、完全に充足すること。  
三、事業の性格上、時に応じて非常勤職員の雇用安定を図るため、「定員外職員の常勤化の防止について」(昭和三十三年二月二十八日閣議決定)を撤廃すること。  
四、非常勤職員の雇用にあつては、ILO「公務員の労働、勤務条件に関する専門家会議の結論」(一九六三・十一・二五・十二・六)の次の条件をみたした就業規則(仮称)を制定すること。  
イ 恒常的な職務の遂行のため必要とされる職員は、できるかぎり採用されなければならない。

臨時職員は、合理的な期間内に常勤になりうる機会を与えられなければならない。  
ハ 臨時職員が常勤にされた場合には、その臨時雇の期間中はできるかぎり、とくに彼等とその家族が資格をもつ年金のための期間に算入されなければならない。  
ニ 常勤と非常勤との間の法的身分の差異は、賃金や労働条件全体についてその差別の理由とされるべきでない。

第一三六五号 昭和三十三年三月二十四日受理

北海道開発局の要員増加に関する諸願  
請願者 北海道様似郡様似町本  
町一 竹内陽子外三百  
九十九名  
紹介議員 米田 勲君

この諸願の趣旨は、第一一六四号と同じである。  
第一三六六号 昭和三十三年三月二十四日受理

北海道開発局要員増加に関する諸願  
請願者 札幌市水車町九ノ五五  
上井修外三百九十九  
名  
紹介議員 千葉 信君

この諸願の趣旨は、第一一六四号と同じである。  
第一三六七号 昭和三十三年三月二十四日受理

北海道開発局の要員増加に関する諸願  
請願者 北海道岩内郡岩内町宇  
三(二通)

第一三八八号 昭和三十三年三月二十四日受理

北海道開発局の要員増加に関する諸願  
請願者 北海道根室市海岸町二  
七 佐々木今朝雄外五  
百九十九名  
紹介議員 吉田忠三郎君

この諸願の趣旨は、第一一六四号と同じである。  
第一三八三三号 昭和三十三年三月二十五日受理

傷病恩給改善に関する諸願  
請願者 埼玉県児玉郡児玉町児  
玉二、四八五 田島好  
美  
紹介議員 小林 英三君

今国会に提出されている「恩給法等の一部を改正する法律案」の審査に当つて、左記事項の実現を図られたいとの諸願。  
一、家族加給を増額し、その支給対象の制度を廃止すること。  
二、三号扶助料を増額すること。  
三、傷病年金受給者が死亡した場合その遺族に一定の扶助料を支給すること。

第一三八四号 昭和三十三年三月二十五日受理

傷病恩給改善に関する諸願  
請願者 福島県東白川郡棚倉町  
裏町六八 関川シゲノ  
紹介議員 松平 勇雄君

この諸願の趣旨は、第一三八三三号と同じである。  
第一三九八号 昭和三十三年三月二十六日受理

傷病恩給改善に関する諸願  
請願者 福井市佐佐木上町 富  
田 紘子  
紹介議員 高橋 衛君

この諸願の趣旨は、第一三八三三号と同じである。  
第一三九九号 昭和三十三年三月二十六日受理

傷病恩給改善に関する諸願  
請願者 札幌市北二一一条西五  
丁目北海道傷病軍人妻  
の会内 高田春江  
紹介議員 小林 篤一君

なつてゐる制限を撤廃し現家族に支給せられたい。  
増加恩給を受けている者が死亡したときは、年額三万七千六百七十六円の三号扶助料が支給されるが、現在の社会経済状態、他の社会保障による給付等からみてもあまりにも低額である。

第一四〇〇号 昭和三十三年三月二十六日受理

この諸願の趣旨は、第一三八三三号と同じである。

傷病恩給改善に関する請願（二通）

請願者 三重県伊勢市岡本町二

四〇三重県伊勢市傷痍  
軍人妻の会内 辻村婦  
で外一名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一三八三号と同  
じである。

第一四四四号 昭和三十九年三月二  
十六日受理

傷病恩給改善に関する請願

請願者 栃木県小山市渋井 鶴  
見ツネ

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一三八三号と同  
じである。

第一四四五号 昭和三十九年三月二  
十六日受理

傷病恩給改善に関する請願

請願者 山形市宮町三三一 後  
藤とき外一名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第一三八三号と同  
じである。

第一三八五号 昭和三十九年三月二  
十五日受理

傷病恩給の不均衡是正に関する請願

請願者 福島県須賀川市西六ノ  
一 漆田千代治

紹介議員 松平 勇雄君

恩給法等の一部を改正する法律案の提  
出を期として左記事項の実現を図り、  
現行傷病恩給制度の不均衡を是正し、  
時々の社会経済状態に適合する傷病恩  
給制度の確立を図られたいとの請願。  
一、傷病恩給年額を増額すること。

二、間差を日間差に還元すること。

三、裁定基準を是正すること。

四、普通恩給受給者の傷病年金減額を  
やめること。

五、本邦等における傷い疾病に対し傷  
病恩給を支給すること。

六、有期傷病恩給を終身恩給とする措  
置を講ずること。

七、法改正時等混乱時における時効失  
権者に傷病恩給を支給すること。

八、口症者に年金を支給すること。

今国会に傷病年金受給者の妻の加給を  
含む恩給法の改正案が提出され、傷病  
恩給の問題点の一端が解決されること  
になったが、傷病恩給には、なお多く  
の不均衡な点があるから、すみやかに  
これが解決を図る必要がある。

第一四〇一号 昭和三十九年三月二  
十六日受理

傷病恩給の不均衡是正に関する請願

請願者 福井県三方郡美浜町傷  
痍軍人会内 田辺忠士

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同  
じである。

第一四〇二号 昭和三十九年三月二  
十六日受理

傷病恩給の不均衡是正に関する請願

請願者 札幌市北二二一条西五  
丁目北海道傷痍軍人会  
内 高田克衛

紹介議員 小林 篤一君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同  
じである。

傷病恩給の不均衡是正に関する請願  
（四通）

請願者 三重県伊勢市岩淵町四  
六七ノ四三重県伊勢市  
傷痍軍人会内 真島三  
平外三名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同  
じである。

第一四四六号 昭和三十九年三月二  
十六日受理

傷病恩給の不均衡是正に関する請願

請願者 栃木県小山市渋井 鶴  
見清一郎

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同  
じである。

第一四四七号 昭和三十九年三月二  
十六日受理

傷病恩給の不均衡是正に関する請願

請願者 山形市宮町三三一 後  
藤寿三郎外一名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同  
じである。

第一四二二号 昭和三十九年三月二  
十六日受理

旧令による共済組合等からの年金制度  
に関する請願

請願者 群馬県群馬郡南村八幡  
原田軍属全国連合会群  
馬支部内 田口磯吉外  
十一名

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第一二〇一号と同  
じである。

第十八号中正誤

一 二 終  
二 三 誤

採択

不採択

法律案

機械均等

機均等